

**久留米市公営企業会計システム構築業務プロポーザル実施に係る
「構築業務」及び「運用・保守業務」仕様書**

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、久留米市公営企業会計システム構築業務プロポーザルを実施するにあたり、システムの構築業務及び運用・保守業務（以下「本業務」という。）に係る仕様を定める。

(本業務の範囲、内容及び履行期間)

第2条 本業務の範囲は、企業会計事務を処理するために必要な業務とし、次のとおり大きく二つの業務に区分する。なお、これらの業務の契約は個別に締結することとする。

(1) 構築業務

- ア システム構築及びこれに付随する全ての業務をいう。
- イ 履行期間は契約締結日（令和8年3月を予定）から令和9年6月30日までとする。
- ウ 新システムにおいて令和9年度の予算編成を実施するため、令和8年10月1日から予算編成関連のシステムをテストランさせること。
- エ 令和9年4月1日から全てのシステムを稼働させること。
- オ 現行システムにおける令和8年度決算調製が完了した後、令和9年6月30日までに令和8年度決算に関するデータを現行システムから新システムに移行すること。

(2) 運用・保守業務

- ア 新システムの利用とその運用・保守に関する業務をいう。
- イ 履行期間は構築業務の契約満了日の翌日から5年間とする。なお、本プロポーザルに基づいて構築業務の契約を締結した場合においても、運用・保守業務の契約締結を確約するものではない。

(対象とする事業)

第3条 本業務の対象事業は、現在発注者が公営企業として実施している水道事業及び公共下水道事業とする。

(法令等の遵守)

第4条 本業務の実施にあたっては、本仕様書や本業務に係る契約書によるほか、次の各号に掲げる関係法令を遵守し、また、通知等に準拠することとする。

- (1) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
- (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
- (3) 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）

- (4) 地方公営企業法及び同法施行令に関する命令の実施についての依命通達
(昭和 27 年 9 月 9 日付け自乙発第 245 号)
- (5) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)
- (6) 地方財政法 (昭和 23 年法律 109 号)
- (7) 消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号)
- (8) 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)
- (9) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)
- (10) 下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知
- (11) 下水道事業における企業会計導入の手引き (移行対応版) -2015 年版一
(公益社団法人日本下水道協会編)
- (12) 地方公営企業法の適用に関するマニュアル
(総務省自治財政局公営企業課公営企業経営室準公営企業室)
- (13) 地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針
- (14) 公営企業の経理の手引き
- (15) 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)
- (16) 久留米市企業局会計規程
- (17) 久留米市情報セキュリティ規則
- (18) その他の関係法令

(担当者等)

第 5 条 本業務の受注者 (以下「受注者」という。) は、本業務の処理にあたっては、その特質を理解するとともに、専門的知識及び経験を有する担当者を配置するものとする。

2 本業務は個人情報等の重要な情報を扱う業務であるため、受注者は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度の認証又はプライバシーマーク制度の認証を受けていること。

(業務計画)

第 6 条 受注者は、発注者と十分な協議を行ったうえで、業務委託契約の締結後 7 日以内に、次に掲げる書類を発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

- (1) 業務実施計画書 (本業務の概要及び処理方針を記載すること。)
- (2) 着手届
- (3) 責任者、担当 SE 等業務体制通知書及び従事者名簿 (責任者及び担当 SE について、経歴書を含む。)
- (4) 業務委託処理計画表
- (5) 組織表及び緊急連絡表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が指示する書類

(工程管理)

第 7 条 発注者及び受注者は、本業務を適正かつ円滑に処理するため、定期的な打合せを行い、本業務の遂行における課題、提案事項等を協議するものとする。

- 2 受注者は、前項の打合せの日から3日以内に、当該打合せの内容について、議事録を作成しなければならない。また、発注者及び受注者は、議事録を確認の上それぞれ1部ずつ保有するものとする。
- 3 受注者は、構築業務の処理中においては、作業月報、中間報告書等により、構築業務の進捗状況を発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、作業工程に変更が生じる場合は、業務委託変更計画表を発注者に提出し承諾を得なければならない。

(秘密の保持)

第8条 受注者は、本業務の処理に関して知り得た発注者の業務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。業務委託契約の終了後も同様とする。

- 2 受注者は、本業務の完了後、発注者が指示するところにより、発注者から貸与された資料を発注者に返還し、又は廃棄しなければならない。

(転用の禁止)

第9条 受注者は、本業務の処理に関して知り得た発注者の業務に関する事項について、発注者の承諾を得ずに第三者に漏らし、若しくは提供し、又は本業務の処理以外の目的のために使用してはならない。

(事故への対応等)

第10条 受注者は、本業務に伴い事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、当該事故の原因、経過、内容等について、発注者に報告しなければならない。

(関係者との協議)

第11条 受注者は、本業務処理にあたって関係者又は関係官公庁との協議を要する場合は、遅滞なくその旨を発注者に申し出て、発注者の指示を受けなければならない。

(疑義等の処理)

第12条 本業務の処理に関し、本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義等が生じた事項については、発注者と受注者との間で協議を行い、当該協議が成立しないときは、発注者の指示に従うものとする。

(検査及び完了)

第13条 受注者は、構築業務の処理に関し発注者の最終検査を受けなければならない。

- 2 構築業務は、前項の検査の合格をもって完了するものとする。
- 3 構築業務の完了後であっても、成果品に不良、不備、誤りその他の是正すべき事項が発見された場合は、受注者は、発注者の指示に従い、速やかに責任をもって当該事項を是正しなければならない。この場合において、当該是正に係る費用は、全て受注者の負担とする。

(委託料の支払)

第 14 条 発注者は、受注者が前条第 1 項の最終検査に合格したときは、受注者に対し、委託料を一括で支払うものとする。

(費用負担)

第 15 条 本仕様書に明記のないものであっても、本業務の履行に当然必要とされる費用については、受注者の負担とする。

2 受注者は、業務委託契約の期間中に関係法令、規程等に改正があった場合、新たな費用を発生させることなく、対応するものとする。

(契約)

第 16 条 発注者及び受注者は、本仕様書の内容に従い業務委託契約を締結するものとする。

(契約変更の報告)

第 17 条 受注者は、本業務の処理において、業務委託契約の内容を変更する必要が生じたときは、直ちに、その旨を発注者に報告しなければならない。

(再委託等の禁止)

第 18 条 受注者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者へ申請し、承諾を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本業務のうち、個人情報の取扱いを伴う業務については、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

第 2 章 構築業務

(作業項目)

第 19 条 構築業務における主な作業項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) システムの構築
- (2) 会計処理に必要な帳票の作成
- (3) ソフトウェアの設置及び設定
- (4) ネットワーク（庁内 LAN）との接続
- (5) 現行システムのデータのうち発注者が指定するものの移行及び初期データの作成
- (6) システムの動作テスト
- (7) システムの操作及び運用に係るマニュアルの作成
- (8) 担当職員に対する研修の実施
- (9) 前各号に掲げるもののほか、システムの構築に必要な作業

(システムで処理する業務の概要)

第20条 システムで処理する業務の概要は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第5条に定める関係法令等に基づき処理するものとする。

(1) 基本システム

- ア 予算編成
- イ 予算管理
- ウ 収入管理
- エ 支出管理
- オ 決算管理
- カ 決算統計
- キ 債権者管理
- ク 消費税計算
- ケ 日次・月次処理
- コ マスタ管理その他業務に付随するもの

(2) 固定資産管理システム

(3) 企業債管理システム

(セキュリティの要件)

第21条 システムに必要なハードウェア、ソフトウェア及びネットワークに係る設計及び設定にあたっては、セキュリティ対策及び災害に対する対策を十分に考慮し、安全性及び信頼性のあるシステムを構築しなければならない。また、システムには、非公開情報等の漏えい、改ざん等に対するセキュリティ機能を備えるものとすること。

- 2 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律及び久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例並びに久留米市情報セキュリティ規則を適用する。特に、本業務で取り扱う情報資産は個人情報を含むものであることを十分に留意しなければならない。
- 3 システムは、発注者以外の第三者からアクセスできない仕組みを構築しなければならない。
- 4 システムは、システム動作等のログを取得し、監視機能を持つものとすること。

(ハードウェア及びソフトウェア要件)

第22条 基本的な要件として次の事項を満たすこと。

- (1) 受注業者が自ら開発したソフトウェアであること。
- (2) web 方式のシステムであること。
- (3) クライアントで使用しているブラウザソフト「Microsoft edge」に対応すること。また、今後発売される Microsoft 社のクライアント OS に遅滞なく対応すること。
- (4) システム導入にあたり各クライアント端末へのインストール作業が不要であること。設定等が必要である場合は、本業務に含むものとする。
- (5) 5年以上にわたりシステムの利用が可能であること。
- (6) データセンターで提供するクラウド環境上に構築し、LGWAN 回線を利用した LGWAN-ASP 方式とする。
- (7) 本市の既存ネットワークへの接続は、発注者と協議し必要な情報を確認した上で行うことと

し、将来的に LGWAN 接続環境の変化があった場合にも容易に対応が可能であること。

- (8) 総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスとし登録されていること。
- 2 データセンターは国内の機密性・可用性の高い施設に設置すること。また、サーバーやアプリケーション等にも十分なセキュリティを施し、外部からの侵入及び外部への情報流出がないような措置を行うこと。
- 3 データセンター側のサーバー及び通信回線は、本システムが快適に動作するよう十分なスペック及び通信帯域を確保すること。また、発注者の LGWAN 通信に影響を与えるような不要なデータ通信は行わないこと。
- 4 本システムを利用するクライアント PC、プリンタ等は、既設の LGWAN 接続情報系端末を使用するため、既設の LGWAN 接続系端末で快適に動作すること。
- 5 新システムを使用するクライアント PC の数は 40 台以上とする。本業務の履行中においてクライアント PC の増設、移設、更新、入替等が発生した場合でも、設定作業を事業者へ委託する必要が無く、追加費用は生じないものとする。
- 6 新システムを使用する場所は次のとおりとする。
- (1) 久留米市役所本庁舎（城南町 15 番地 3）
 - (2) 上下水道部合川庁舎（合川町 2190 番地 3）
 - (3) 放光寺浄水場（山本町豊田 614 番地）
 - (4) 中央浄化センター（津福本町 2241 番地）
 - (5) 南部浄化センター（安武町住吉 1900 番地）
- 7 少なくとも 1 週間に一度はシステム及びデータのバックアップの取得を行い、遠隔地に適切に保管すること。バックアップデータは、7 日間以上保持し、必要があれば本システムに復元可能のこと。また、原則として、出力機能により出力したデータを除き、重要なデータをクライアント PC に保存しないこと。

（システム構築作業要件）

- 第 23 条 受注者は、予算科目の分類マスタなど基本データの設定を行う際は、発注者と十分協議し、承諾を得るものとする。
- 2 作業にあたっては、同一のネットワーク上で稼働する他の業務システム等の運用に支障を来さないように、発注者及び他の業務システムを管理する事業者と十分に協力しなければならない。
- 3 他の業務システムの運用に支障を来たした場合は、発注者及び他の業務システムを管理する事業者と協議の上、速やかにその障害を取り除くとともに、発注者に結果報告書を提出しなければならない。
- 4 クライアント PC へのインストールや設定変更、既存のネットワーク回線への接続については、発注者とあらかじめ協議を行い実施すること。
- 5 本業務にあたり、クライアント PC やネットワークの大幅な設定変更等により発注者のネットワーク保守業者等へ委託業務が発生する場合は、その業務に係る費用は受注者が負担すること。
- 6 本業務にあたり、発注者の施設に設置しているシステム関連機器の他に機器等が必要な場合は、その調達に係る費用は受注者が負担すること。

(システムの機能)

第24条 システム機能要件については、別紙「機能要件定義書」のとおりとする。

2 メンテナンス

データ管理上必要なマスタの管理並びに障害などに備えてのデータのバックアップ及び復旧機能を有するものとし、その主な機能は、次に掲げるとおりとする。

(1) マスタメンテナンス

データ管理に必要なマスタを整備し、及び管理する。

(2) データバックアップ

登録データを外部媒体に保存する。

(3) データリカバリ

バックアップとして保存したデータをシステムに取り込める事。

(4) エラーチェック

(3) の取り込みデータの登録漏れのチェックを行う。

(5) データ管理

OS、データベース及びアプリケーションの3段階においてセキュリティの設定を行う。

3 ユーザー支援

ユーザーの効率的なデータ管理を支援するため、必要な入出力インターフェース及びデータ管理機能を有するものとする。

4 ユーザー管理

(1) 利用者はユーザーIDとパスワードによる認証が可能のこと。なお、ユーザーの同時接続数に上限がないこと。

(2) システム管理者によるユーザーの登録・変更・削除が可能な機能を有すること。

(3) アクセス権限管理機能

ユーザーID別・操作機能別に設定が可能であること。また、システム管理者が権限を変更できる機能を有すること。

(4) アクセスログ機能

ユーザーごとの操作等のログを取得し、一定期間保存すること。なお、ログには日時・ユーザー処理内容が記録されること。また、システム管理者によるログの閲覧が可能のこと。

(システムの各種出力帳票)

第25条 本システムで作成し、及び出力する帳票は、別紙「公営企業会計システム帳票一覧」のとおりとする。

(EUC機能)

第26条 職員による情報の加工及び流用を想定し、EUC機能を設けるものとする。

2 EUC機能は、職員が自由に条件を設定し、別途プログラム処理を実行することなくデータを抽出することができるものとする。

3 EUC機能で利用できるデータは、データベースに格納されたすべてのデータ、全ての出力帳票

及び一覧表示機能情報とする。

- 4 EUC 機能で出力されるデータは、表計算ソフト（エクセル）において利用することができる形式とする。

（企業会計システムからのデータ移行）

第 27 条 現行システムからのデータの移行にあたっては、構築業務の契約締結後に現行の企業会計システムの運用に係る事業者並びに発注者及び受注者で協議の上、行うものとする。

- 2 移行の対象となるデータは、令和 8 年度末時点における次のデータとする。なお、参考として令和 6 年度末日時点の件数を記載している。

- (1) 固定資産に関する全ての情報（水道 4,404 件 + 下水道 7,577 件 = 計 11,981 件）
- (2) 企業債に関する全ての情報（水道 180 件 + 下水道 216 件 = 計 396 件）
- (3) 勘定科目開始残高に関する全ての情報
- (4) 債権者に関する全ての情報（計 2,988 件）
- (5) 令和 8 年度期末における未収金、未払金及び未精算前払金に関する全ての情報
(水道 436 件 + 下水道 474 件 = 計 910 件)

- 3 発注者は、移行の対象となるデータを電子データで受注者に提供する。

- 4 受注者は、移行に伴い必要なデータの設定を行うものとする。

- 5 受注者は、データの移行にあたっては細心の注意を払い、安全かつ確実に作業を実施しなければならない。

- 6 受注者は、データの移行について移行計画書を作成し、発注者の承認を得るとともに、当該計画書に基づき、発注者の立会いの下、データ移行検証作業を実施しなければならない。

- 7 受注者は、移行作業の完了後に移行結果報告書を作成し、これを発注者に提出しなければならない。

（試験運用）

第 28 条 発注者及び受注者は、現行システムで行う収入及び支出の処理と同様の処理をシステムで並行して実施し、伝票出力、各種集計、月例処理等の検証を行うことにより、不具合等を調整するものとする。なお、当該調査の期間は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

- 2 前項の調査の期間におけるシステムの運用及び保守に関する業務の処理に要する費用は、全て構築業務の処理に要する費用に含むものとする。

（保証）

第 29 条 システムの運用の開始後 1 年を経過するまでの間に、システムの隠れた瑕疵が発見され、当該瑕疵が受注者の責めに帰するものである場合には、受注者は当然、速やかに修正等の対応を行わなければならない。この場合において、当該対応に要する費用は受注者の負担とする。

(運用・保守業務の概要)

第30条 運用・保守業務における主な作業項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) システム利用環境の提供
- (2) システムの運用及び保守
- (3) システムのバージョンアップ及び軽微な修正
- (4) 令和9年度当初予算の編成作業に係る操作方法等の支援
- (5) システムが安定的に稼働するまでの間の日常的な操作方法等の支援
- (6) 法改正等に対する対応
- (7) 令和9年度決算の調製作業に係る操作方法等の支援
- (8) その他必要な作業

(運用及び保守の要件)

第31条 ユーザーの利用時間は、24時間365日とする。ただし、メンテナンス等によりシステムを計画的に停止する必要がある場合等は、この限りでない。

- 2 保守対応窓口及び担当者を明確にした保守体制図を作成し、発注者に提出する。
- 3 受注者の対応時間は、原則として平日の午前9時から午後5時30分（12月29日から1月3日を除く）とする。ただし、発注者の繁忙期（予算編成・決算調製時期等）や緊急時においては、この限りではない。
- 4 システム障害が発生した場合は、障害発生の第一報を発注者へ電話及びメールで知らせるとともに、障害に対し迅速に対応すること。また、障害対応の経過報告を適宜行うとともに、システムが復旧した場合は、復旧の連絡を行い、後日、障害発生の原因と復旧方法や対策を明記した報告書を作成し、発注者へ提出すること。
- 5 法改正等に伴いシステムを変更する必要が生じた場合は、原則として受注者の負担において設定作業等を行うことにより、速やかに対応するものとする。
- 6 受注者は、システムの運用の開始後1年間、技術者による即答が可能な体制を構築しなければならない。
- 7 受注者は、制度改正、バージョンアップ等によりプログラムの変更を行う場合は、発注者が業務確認及び検証を行うためのテスト環境を提供するものとする。この場合において、受注者は、通常のシステムの運用に影響を与えないために必要な準備作業を行わなければならない。

(次期システムへのデータ移行)

第32条 運用・保守業務の履行期間が満了し次期システムへのデータ移行を行う際は、当該履行期間の終了時に保有する全件分のデータを抽出し、CSV形式で発注者に提供するものとする。

- 2 データ抽出に要する全ての費用については、運用・保守業務に含むものとする。
- 3 次期システムへのデータ移行を行う際、受注者は次期システム構築業務受注者との協議を実施するなど、次期システムへのデータ移行作業に協力することとする。

(成果品)

第33条 成果品は次に掲げるものとする。なお、報告書及び操作説明書の提出方法は、データ及び紙とする。

(1) 公営企業会計システム 一式

(2) 報告書

ア システム構成図

イ ネットワーク構成図及びネットワーク機器設定内容一覧

(3) 操作説明書

ア システム管理者向け操作マニュアル

イ 利用者向け操作マニュアル

(4) その他本業務において発生した作業に係る報告書 一式

2 受注者は、前各号に掲げる成果品のほか、打合せ議事録、作業月報、中間報告書その他発注者の指示する資料を発注者に提出しなければならない。

(成果品の引渡し)

第34条 本業務完了後における成果品の検査については、発注者が実施するものとする。

2 成果品の引渡しは、前項の検査に合格したときに、完了するものとする。

(成果品の帰属等)

第35条 前条第2項の規定による引渡しのあった成果品の所有権は、全て発注者に帰属する。

2 受注者は、発注者の承諾を得ないで、成果品を他社に公表し、若しくは貸与し、又は本業務の処理以外の目的のために使用してはならない。

(著作権)

第36条 成果品の著作権（公営企業会計システムのプログラムに関する著作権を除く。）は、第36条の規定に基づく引渡しをもって、受注者から発注者に移転するものとする。